

現場代理人の常駐義務緩和措置に関する運用基準

【現場代理人の兼任について】

1. 下記条件を満たす2件の工事現場に同一の現場代理人を配置することができるものとする。ただし、発注者において常駐が必要と判断した場合及び低入札価格調査対象工事は、この限りでない。

- (1) 2件とも工事が美濃市発注であること。
- (2) 工事請負額の合計が2,500万円未満であること。なお、契約変更により、請負金額の合計が2,500万円以上となった場合は、それぞれの工事に現場代理人を常駐させなければならない。
- (3) 直近2ヶ年度に指名停止処分を受けていないこと。なお、直近2ヶ年度における受注実績が無い場合には、本要件を満たさないものとする。

2. 10km程度の近接した工事の場合

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した工事についても同様の取り扱いとする。

【主任技術者の兼任について】

1. 10km程度の近接した工事の場合

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した工事についても同様の取り扱いとする。

【発注者が異なる場合の現場代理人及び主任技術者の兼任について】

市が発注する工事と県及び国等の他の公共団体が発注する工事の兼任については、他の公共団体が美濃市の発注する工事との兼務を認めた場合は兼任を認めることとする。

【適用日】

令和元年10月1日以降に契約する工事から適用する。

【その他】

- (1) 工事を兼任する現場代理人・主任技術者は、工事現場の安全管理を徹底し、常に市と連絡が取れる体制を確保してください。
- (2) 工事内容、現場の条件等により兼任が不可能であると判断し、承認できない場合があります。
- (3) 承認後、施工現場において、安全施工管理が不十分であり現場代理人・主任技術者の兼任が不可能であると認めたときには、兼任を取り消すことがあります。この場合は、新たな現場代理人・主任技術者を配置していただくことになります。